

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
12-(1)	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	保険会社グループ内の共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能とする。	<p>企業は、事業環境を踏まえた経営改革の推進により生産性を向上し、高い収益性を持続的に実現していくことが期待されている。保険会社グループも国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくため、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。</p> <p>保険会社グループにおいては、例えば、保険募集代理店の教育・管理業務に関し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険募集を委託している場合、各々の保険会社が当該代理店に対し、教育・管理をそれぞれ実施することとなる。保険グループ内で教育・管理業務が重複し、非効率が生じ得る。この重複を回避するため、現行法の下でも、グループ内の特定の保険会社に対し、他の保険会社が教育・管理業務を業務委託し、代理店に対する教育・管理を一元化することまでは可能である。しかし、業務の委託元である保険会社は委託先の保険会社を管理する義務が課されている（保険業法第100条の2）ため、グループ内での委託先管理業務の重複は避けられない。</p> <p>また、保険持株会社が行うことができる業務は、原則として「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られており（保険業法第271条の21第1項）、子会社が有するグループ内共通・重複業務を受託することは認められていない。これにより、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することができない。</p> <p>については、グループ内における共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能とすべきである。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資する。</p> <p>なお、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められている。</p> <p>（共通・重複業務の例） ①保険募集代理店の教育・管理業務、②資産運用業務、③契約書審査・法令改正対応等の法務業務、④社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務等</p>	保険業法第100条の2、第271条の21第1項
12-(2)	保険業法の連結業務報告書等におけるIFRSの解禁	平成28事務年度金融行政方針のⅢ. 2. (3)②「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準（IFRS）の任意適用拡大促進」のため、保険会社および保険持株会社に対する各種財務報告等（連結業務報告書・ディスクロージャー資料等）において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	<p>保険業法に基づく保険会社および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険会社および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。</p> <p>このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</p>	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2
12-(3)	電磁的方法を活用した情報提供の容認	保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、利用者の事前の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供を容認する。	<p>Society 5.0の実現に向けて官民一丸となって取組みを推進しているところ、保険事業においてもICT技術を活用したイノベーションは極めて重要である。昨今、お客さま専用のホームページやクラウドサービスを介した電磁的方法による情報提供の普及などの環境変化も踏まえ、保険契約者等の利便性や保険業務の生産性の向上を図るため、ICT技術を活用した取組みを一層推進していく必要がある。</p> <p>保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、外貨建保険の市場リスクなど一部の事項に限っては必ず書面を交付することが義務付けられている（保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項）。</p> <p>保険契約者等が電磁的方法により情報提供を受けることが可能となれば、紙媒体である書面の紛失防止や、情報端末を通じた電磁的媒体の随時閲覧、他の電磁的方法により提供を受けた情報と併せての一元的な保管等のメリットが考えられ、情報提供の実効性が向上するものと考えられる。</p> <p>保険契約者等の選択肢を拡大する観点からも、保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、保険契約者等の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図りつつ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備すべきである。</p> <p>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議にて決定された『デジタル・ガバメント推進方針』（2017年5月）においても、「民間取引IT化の促進」がアクションプランとして掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものとする。</p>	保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項
12-(4)	犯罪収益移転防止法にかかる特定事業者による本人確認書類の追加	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号に規定する本人確認書類に、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを加えるべきである。	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号は、特定事業者が顧客（法人）から本人確認書類として提示又は送付を受ける書類として、①設立の登記に係る登記事項証明書あるいは②官公庁から発行され又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限定している。</p> <p>しかし、「登記情報提供サービス」により提供された登記情報は、利用者が請求した時点において登記所が保有する登記情報と同じ情報であり、法務局で取得した場合と同一の内容である。当該情報を印刷したものを、法人である顧客等の代表者等が提示または送付する本人確認書類の一つとして認めることで、本人確認書類を提示または送付する顧客等の代表者等は、法務局に赴く時間の削減、手続きの早期化・簡便化が図られ、利便性・有益性が高まる。さらに法務局も窓口対応コストが減る。</p> <p>また、「登記情報提供サービス」は、登記情報提供制度（※）として、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基づき法務大臣から指定を受けた一般財団法人民事法務協会により運営されており信頼性が高い。</p> <p>従って、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを本人確認書類の一つとして加えるべきである。</p> <p>（※）インターネットを利用して登記所が保有する登記情報を、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度。</p>	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
12-(5)	持株会の退会処理におけるインサイダー取引規制の緩和	持株会を退会する場合に生じる整数に満たない持分の精算を、インサイダー取引の適用除外とする。	<p>金融商品取引法第166条において、重要事実を知った従業員が株式の売買を行なうことは禁止されている（いわゆるインサイダー取引規制）が、本規制においては、適用除外となるケースが極めて限定的であり、重要事実を知った従業員による株式の売買は著しく制限されることとなる。</p> <p>持株会においては、従業員が持株会を退会する際に持分のうち整数に満たない部分を現金精算することとなるが、これが株式の売却に該当するため、いわゆる「知る前契約・計画」が活用できる定年退職や任期満了による退任に伴う退会の場合を除き、重要事実を知った従業員が退会すること自体がインサイダー取引に該当することになる。その結果、一部の従業員は退会したくてもできない状態となっている。</p> <p>当該精算は、整数未満の持分について株式として振替えることが不可能なため、代わりに現金で退会者に引き渡しているに過ぎず、実態としては株式の売却とは言い難いことから、インサイダー取引規制の適用除外とすべきである。</p>	金融商品取引法 第166条（会社関係者の禁止行為） 第1項
12-(6)	有価証券売買等に係るクレジットカード決済原則禁止の見直し	金融商品取引業者が、金融商品取引業その他これに付随する業務以外の業務を行う場合、信用供与を条件とした有価証券の売買の受託等が原則として禁止されているが、金融商品取引業者が自ら発行するクレジットカード以外のクレジットカードによる決済を規制の対象から除外する。	<p>金融商品取引法（以下「法」という）44条の2第1項1号は、投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除き、信用取引以外の方法による金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為を禁止している。そして、金融商品取引業に関する内閣府令148条は、信用の供与が10万円を超えることがない等の要件を満たした累積投資契約についてのみ例外的に認めており、原則として有価証券の売買等においてクレジットカード決済は認められていない。</p> <p>また、投資型クラウドファンディングにおいても、法44条の2第1項3号および内閣府令149条により、同様にクレジットカード決済が原則として禁じられている。</p> <p>法44条の2第1項の趣旨は、金融商品取引業者が、金融商品取引業者その他業務を行う場合、金融商品取引業を利用して金融商品取引業者その他業務の利益が図られる可能性があるなど、それらの業務の間に利益相反が生じるおそれがあることから、特に規制が必要な行為を禁止するものと解される。</p> <p>そうであれば、金融商品取引業者が自らクレジットカード事業を兼業し、発行しているクレジットカードによる決済を規制の対象とすれば足り、当該金融商品取引業者以外が発行するクレジットカードによる決済まで規制する必要はない。</p> <p>また、平成19年に行われた、「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等においては、当該規制の趣旨として、「信用供与を条件とした有価証券売買等の受託は、顧客に過当取引を生じさせるおそれもあることから、原則として禁止されている」と回答されている。</p> <p>この点については、クレジットカード会社には、割賦販売法により、支払可能見込額の調査等、信用供与にかかる規制がされており、クレジットカード決済に伴う過当取引への対策は別途講じられている。</p> <p>クレジットカード決済等のキャッシュレス決済手段の利用可能な範囲の拡大は、投資家の利便性を向上し、キャッシュレス決済比率の向上、および、国民の安定的な資産形成の促進（貯蓄から資産形成へ）に寄与することが考えられることから、金融商品取引業者自身が発行するクレジットカード以外のクレジットカード決済を規制の対象外とすることを要望する。</p>	金融商品取引法44条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令148条、同149条
12-(7)	第三者型前払式支払手段の発行業務、資金移動業、銀行代理業を行う者による兼業の届出の簡素化	第三者型前払式支払手段の発行者、資金移動業者、銀行代理業者が届け出をすべき兼業を内閣府令等にて限定列挙し、該当する場合にのみ届け出をすればよいものとするべきである。	<p>現行制度においては、第三者型前払式支払手段の発行者、資金移動業者、銀行代理業者は、他に事業を行う場合は届け出なければならない。また届出の際は、兼業する事業の種類を日本標準産業分類の細分表（銀行代理業については一定の場合を除き中分類）により記載することが求められている。</p> <p>そのため、第三者型前払式支払手段の発行者等が新規事業を展開するたびに、当該事業が日本標準産業分類のいずれに該当するか検討して届け出を行わなければならないなど手間がかかっている。</p> <p>兼業の届け出を求める趣旨は、事業者として社会的信用を損なう恐れがないか、銀行代理業であれば所属銀行との利益相反の恐れがないか等を確認するものと考えられる。</p> <p>そこで例えば、当該趣旨に照らし届け出をすべき事業を内閣府令等にて限定列挙することにより、事務コストの軽減、生産性の向上が期待できる。</p>	前払式支払手段に関する内閣府令第15条第2号、資金決済法第38条第1項第9号、銀行法第52条の42
12-(8)	第三者型前払式支払手段の発行の業務、資金移動業における資本金の変更届出の簡素化	資本金の額の変更に関する届出義務について、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合に限定する。	<p>現行法上、第三者型前払式支払手段発行者と資金移動業者は、資本金の額に変更があった場合には届出が義務づけられ、またその際に商業登記簿謄本の添付が求められている。そのため、ストックオプションを発行している会社の場合、ストックオプションの行使により頻りに資本金の額が変更され、変更届出の提出や都度取得する商業登記簿謄本のコストが負担になっている。</p> <p>本届出の趣旨は、一定の資本金を担保するものであると考えられることからすれば、例えば、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合にのみ届け出をすることで、上記趣旨を踏まえつつ、事務コストの軽減、生産性向上が見込める。</p>	資金決済法第8条第2項、同法第38条第1項第2
12-(9)	銀行代理業における変更届出期限の緩和	銀行代理業における、役員の兼職法人、商号、営業所在地や親法人、子法人等の商号、所在地、代表者氏名の変更があった場合、変更時から30日以内に届け出を求められている。このため、都度の届け出ではなく、半期に一度、変更の届け出とすることを要望する。	<p>銀行法上、銀行代理業者は、自らの役員の兼職法人の、商号、営業所在地や親法人、子法人等の商号、所在地、代表者氏名の変更があった場合、変更時から30日以内に財務局等に届出することとなっている。銀行法の平成28年改正により、従来2週間以内とされていたものから30日以内とされており、一定の改善がなされたが、30日以内であっても、施行時に多数のグループ会社をもつ会社など一定規模のグループに属する会社の場合、実務上、子会社や孫会社、兄弟会社における役員変更等の日から期限内に届出するのは非常に困難である。子法人等の称号もまた、当該対応のために相応の人的コストがかかっている。実際に、子会社および孫会社が数十社存在するケースも存在し、当該数十社について、商号・主たる営業所・代表者・業務の種類の変更時に30日以内に届出をすることは実務負担が極めて大きい。</p> <p>この手続を変更の都度ではなく、半期に一度とし簡素化できれば、事務コスト削減、生産性の向上が見込める。</p>	銀行法第52条の37第1項第6号、第52条の39第1項、銀行法施行規則第34条の32第1項第2号

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
12-(10)	株式の売出しにかかる開示規制の適用除外範囲の拡大	上場会社の主要株主である完全親会社が、その保有する当該上場株式を完全子会社に譲渡する場合についても、目論見書の作成・交付義務の対象外となるよう、金融商品取引法施行令を改正する。	<p>金融商品取引法が上場会社の主要株主による株式の売付け勧誘において、目論見書の作成・交付義務を課しているのは、主要株主である売主と買主との間に株式発行会社の情報についての格差があるためであると解される。この点、上場企業・当該上場企業の主要株主・当該上場企業の子法人など金商法施行令1条の7の3第7号に掲げる者の間で行われる売買は、売主サイドと買主サイドとの間の情報格差・経済実態等に鑑み、開示規制を課す必要性が低いと見られるため、目論見書の作成・交付義務が課されていないものと理解している。</p> <p>こうした開示規制の適用除外は、例えば、企業グループ内の業務再編に伴い、特定の上場会社の主要株主である完全親会社が、その保有する当該上場株式を自らの完全子会社に譲渡する場合にもなされてしかるべきだが、現行の金融商品取引法・金融商品取引法施行令では除外規定がないため、上場会社および主要株主としては目論見書の作成・交付をせざるを得ず、本来であれば無用な事務負担が生じている。</p> <p>このようなケースも有価証券の売出しに該当しないものとして開示規制の対象から除外されれば、事務負担コストが削減され、生産性の向上が見込める。</p>	金融商品取引法13条1項、金融商品取引法15条2項、金融商品取引法2条4項、金融商品取引法施行令1条の7の3
12-(11)	四半期開示制度の見直し	四半期開示について、四半期決算短信、四半期報告書それぞれが異なる制度を根拠としながら、開示が要請される項目の重複などがあるため、真に開示が必要な情報を再度整理すべき。また、将来的には欧州を初めとした諸外国（英、仏等）と同様に第1及び第3四半期開示義務を廃止すべき。	<p>日本の上場企業においては、毎四半期ごとに、四半期決算短信（証券取引所規則）、四半期報告書（金融商品取引法）と、それぞれが異なる制度を根拠とした開示書類を提出しており、その内容について経営成績に関する記載や財務諸表等、相当程度の項目が重複している。また、大量の開示書類を四半期単位で作成しているため、これら書類作成に携わる社員の稼働・負担は膨大なものになっている。</p> <p>一方で主要国に目を転じれば、米国は証券取引法に基づく四半期報告書（10-Q）のみを開示しており、英、仏等においては、第1及び第3四半期開示制度自体が存在しない状況である。</p> <p>現在、日本においては、官民を挙げて「働き方改革」「生産性向上」に取り組んでいるところであり、また、未来投資戦略2017において、「四半期開示について、義務的開示の是非を検証しつつ、更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等を検討」することとしている。これらを踏まえ、真に開示が必要な項目の精査等を通じた開示項目の簡素化を要望したい。また、将来的には、欧州をはじめとした諸外国と同様に、四半期開示義務自体を廃止すべきと考える。</p> <p>要望が実現すれば開示書類作成に携わる社員の負担軽減による「働き方改革」につながるとともに、「企業の生産性向上」の実現を通じた持続的な企業価値の向上が図られると考える。</p>	金融商品取引法 第24条の4の7、第24条の4の8等
12-(12)	公共調達発注段階における電子記録債権の導入	国の調達案件について、財務基盤の弱い中小企業やベンチャー企業による応札・受注の活性化を図るため、民間企業同士の取引と同様、国が企業に対し、発注段階において電子記録債権を振り出すことを可能とする。	<p>国の調達案件を受注した事業者に対する歳出金の支払は、現金払や日本銀行経由での振込等に限定されている。また、国の契約においては、検査を実施した後でなければ支払をすることができないこととなっている。</p> <p>このため、国の調達案件は、しばしば受注から支払までの期間が長く、受注企業は資金繰りに苦勞している。さらには、当該資金繰りの困難さから応札機会を損失している。</p> <p>発注段階で電子記録債権が振り出されれば、受注企業は割引による資金化や、電子記録債権を担保とした融資を受けることができるため、技術力が高いが財務基盤の弱い中小企業・ベンチャー企業による受注が容易になる。また、国としても、発注先の選択肢が増えることが期待される。</p> <p>また、電子記録債権における受注企業の契約不履行リスクは、割引または融資の引き受け手である金融機関等が負うこととなるため、発注者である国に新たなリスクは発生しない。なお、電子記録債権は電子記録債権法に基づいて電子債権記録機関のシステムが確立されており、債権発生・譲渡・消滅のタイミングや債権の所有者を電子的かつ明確に管理可能である。</p> <p>&lt;電子記録債権の導入による主なメリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業、ベンチャー企業の資金繰り改善</li> <li>・国の発注先の選択肢の増加</li> <li>・電子調達の普及促進</li> <li>・電子記録債権の普及促進</li> <li>・産業金融の活性化</li> <li>・金融機関の預貸率の改善</li> </ul>	財政法第二条、会計法第二十一条、予算決算及び会計令第四十八条の二、同第一条の九